

武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会設置要綱（平成29年3月8日施行）の規定に基づき設置した武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開原則)

第2条 協議会の会議は、公開する。ただし、会議を非公開とする協議会の議決があったときは、この限りでない。

(傍聴席の区分)

第3条 協議会の会議の傍聴席は、一般席、車椅子使用者席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴人の定数)

第4条 傍聴の受付は先着順とし、定員は10名を超えないこととし、会場の広さ等により協議会に支障のない範囲内とする。

(傍聴の手続)

第5条 協議会の会議を傍聴しようとする者は、協議会開催の前日までに、住所、氏名及び連絡先電話番号を明らかにしたうえで、健康福祉部地域支援課に申し込むものとする。

2 前項の場合において、傍聴は、前条に規定する傍聴人の定数を限度として申込順とする

(傍聴席以外の入場禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 前条の規定にかかわらず、武蔵野市庁舎管理規則（平成19年8月武蔵野市規則第65号。以下「規則」という。）第6条第1項各号に掲げる行為を行う者その他協議会の会長（以下「会長」という。）が会議の運営上支障があると認める者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと。

- (2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内では喫煙をしないこと。
- (4) 会長及び職員の指示に従うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、第2条ただし書の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人が、規則又はこの要領の規定に違反したときは、会長はこれを制止し、従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成29年3月30日から施行する。